

米国通商代表部が2016年版スペシャル301条報告書を公表

2016年5月2日

JETRONY 知財部

今村、丸岡

米国通商代表部(Office of the United States Trade Representative: 以下 USTR)は、2016年スペシャル 301 条報告書を公表した¹。

当報告書は 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

レポートの公表にあたりフロマン米通商代表は「知的財産の保護はわが国の経済成長及び良質な雇用の創出に必要不可欠である。その為には外国での政府や企業による知的財産の侵害を防ぐことが重要であり、当スペシャル301条レポートにより、諸外国に対し米国が外国における知的財産侵害も監視していることを知らしめる事ができる。」と USTRウェブサイト²において述べている。また併せて、映像業界を中心に各種団体からの USTR に対する謝意も掲載されている。

なお、本報告書において日本は、TPP の参加国として(P11)、米国と一緒に多国間での取り組みを行った国として(P13、16)、USPTO とのパートナーシップを有する国として(P68)言及されている。

<主な指摘>

○中国:引き続き優先監視国

多岐に渡る知的財産関係法改正や、政府の模倣品対策キャンペーンを評価しつつも、新たに営業秘密の保護やオンラインでの海賊版製品頒布に関する懸念が高まっている。加えて、外国企業の市場進出に対し知的財産の現地化を求める行為について問題視している。

¹ レポート全文: <https://dlbjzgnk95t.cloudfront.net/0789000/789620/special%20301.pdf>

² プレスリリース: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2016/april/ustr-releases-special-301-report>

○インド:引き続き優先監視国

政府の知的財産保護や模倣品対策の取り組みにも関わらず、具体的な成果が見られていないと指摘。

○スイス:新たに監視国に

一般的には知財保護の面でスイスは米国の強いパートナーであるが、著作権保護について問題がある。同国ではインターネット上の権利侵害に対し権利者が権利行使できないため、非常に多くの違法サイトがスイスを拠点にしている。

<米国の懸念が改善された事例>

○パキスタン

知的財産を専門とする裁判所の設置や知的財産関連法の改正に向けた取り組み、国境での侵害品取締り、同国民への知財に関する普及啓発活動を高く評価。結果、優先監視国から監視国にカテゴリーを変更。

○エクアドル

模倣品に関する罰則を復活させたことが評価され、優先監視国リストから監視国リストにカテゴリーを変更。

○タジキスタン、ベラルーシ、トリニダード・ドバゴは、税関での侵害品取締り、刑事罰の適切な執行、海賊版取締りなどが評価され、監視国からも削除。

<監視国リスト>

○優先監視国(The Priority Watch List)

Algeria、Argentina、Chile、China、India、Indonesia、Kuwait、Russia、Thailand、Ukraine、Venezuela

○監視国(The Watch List)

Barbados、Bolivia、Brazil、Bulgaria、Canada、Colombia、Costa Rica、Dominican Republic、Ecuador、Egypt、Greece、Guatemala、Jamaica、Lebanon、Mexico、Pakistan、Peru、Romania、Switzerland、Turkey、Turkmenistan、Uzbekistan、Vietnam

以上